

子ども議会 議案第1号

基山町内の動物事故防止及び環境整備に関する条例の制定について

基山町内の動物事故防止及び環境整備に関する条例を次のように定める。

令和6年9月28日提出

基山町長 石井 将喜

基山町子ども議会 条例第1号

基山町内の動物事故防止及び環境整備に関する条例

第1条 町は、動物による町民や農作物への被害を防ぎ、動物との接触事故を減らすために環境整備を行う。

第2条 前条の目標を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 山の動物が町民に被害を与えないように侵入防止柵などをつける。
- (2) 対象とする動物の餌となるものを置かないよう町民へ呼びかける。

第3条 第1条の目的を達成するために、事業者に管理を委託することができる。

2 委託を受けた者が行う業務の範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 街灯が少ない場所やごみ置き場周辺に街灯を設置する。
- (2) ごみ置き場の管理を適切に行う。
- (3) 町民へごみの出し方の見直しを呼びかける。

第4条 実行範囲は基山町全体とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

野良猫や狸が道路に飛び出し、接触事故が多発している。また、猿などに襲われて怪我をしてしまった人もいる。このような被害を減らすために動物の飛び出し事故防止、町の安心安全を徹底したいと考え、そのために必要な活動を行う。